

介護タクシー助成事業実施要綱

（目的）

第1条 外出に支援が必要な者に対し、必要とするサービスを受給するための券（以下「利用券」という。）を交付することにより、社会参加の便宜を図り生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。

（事業の実施者）

第2条 当事業は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が共同募金会配分金事業として予算の範囲で行なう。

（対象者）

第3条 当事業の対象者は、介護保険者東員町が「要支援」「要介護1」「要介護2」に認定している者とする。

（申請）

第4条 当事業による利用券の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び介護保険証の写しを社会福祉法人東員町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 対象者本人が申請することができない時は、代理人が申請することができる。

3 本会は、申請者名簿を整備し、管理する。

（交付）

第5条 会長は、第3条の規定による申請があった場合、その審査を行い、可否を決定し介護タクシー事業利用券交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知し利用券を発行するものとする。

2 利用券の交付は対象者1人につき1年に6枚を限度とする。

3 利用券の交付を受けた者が利用券を紛失した場合、再発行はできない。

(利用方法)

第6条 利用者は協力事業所に、介護保険証を提示し1回の利用につき利用券(様式第3号)670円を金券として使用することができる。

2 利用券に利用者氏名を明記した上で使用する。

3 利用券の有効期限を過ぎたものは無効とする。

4 協力事業者は、乗車料金が670円未満の場合、利用券との差額は返金しないものとする。

(協力事業所)

第7条 当事業の協力事業所は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けた契約事業所とする。

(支払)

第8条 協力事業所は、請求書(様式第4号)に回収した利用券を添付して会長に支払請求をする。会長は協力事業所から支払いの請求があった場合、速やかに協力事業所に対価を支払わなければならない。

(不正利得の返還)

第9条 会長は、偽りその他不正な行為により利用券の交付を受けた場合、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(資格喪失等)

第10条 受給者が転出その他の理由により、第3条に規定する資格を喪失したときは、介護タクシー券返還届出書(様式第5号)に使用していない介護タクシー利用券を添えて、速やかに会長に届出なければならない。

(譲渡及び担保の禁止)

第11条 利用券の交付を受ける権利及び交付を受けた利用券は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。